

墨田区 高齢者自立支援住宅改修助成事業(高齢者福祉課)

1 事業の目的

高齢者が自ら生活する住居を次の目的で改修する際に、必要な助成を行うことにより、高齢者の居室内での生活を容易にし、もって高齢者の自立を支援します。

①介護予防 ②動作の容易性の確保(痛みの軽減等) ③行動範囲の拡大の確保 ④介護の軽減

2 対象者、種目、内容、限度額、自己負担割合

対象者は、区内に居住する65歳以上の高齢者等であって、日常生活の動作が困難で、居室内での生活を容易にするために住宅の改修が必要と認められる方です。

※60歳から64歳の方で、加齢に起因する病気(特定疾病)に該当する方は、対象となる場合があります。

対象者の 介護保険区分	種目	内容	限度額 自己負担割合
「非該当」 または 「未申請」	予防改修助成	①手すりの取付け ②床段差の解消(浴槽の取替えを含む) ③滑りの防止や移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え その他これらの工事に付帯して必要な給水設備等の工事	200,000円 自己負担(※) 1割、2割または3割 相当額
「要支援1・2」 または 「要介護1～5」	設備改修助成	①浴槽の取替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事 ②流し台、洗面台の取替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事 ③洋式便器等への便器の取替え及び付帯して必要な工事 ※①と③は、介護保険の住宅改修費支給と併用して受け取ることができます。詳しくは、介護保険課(03-5608-6149)へお問い合わせください。	

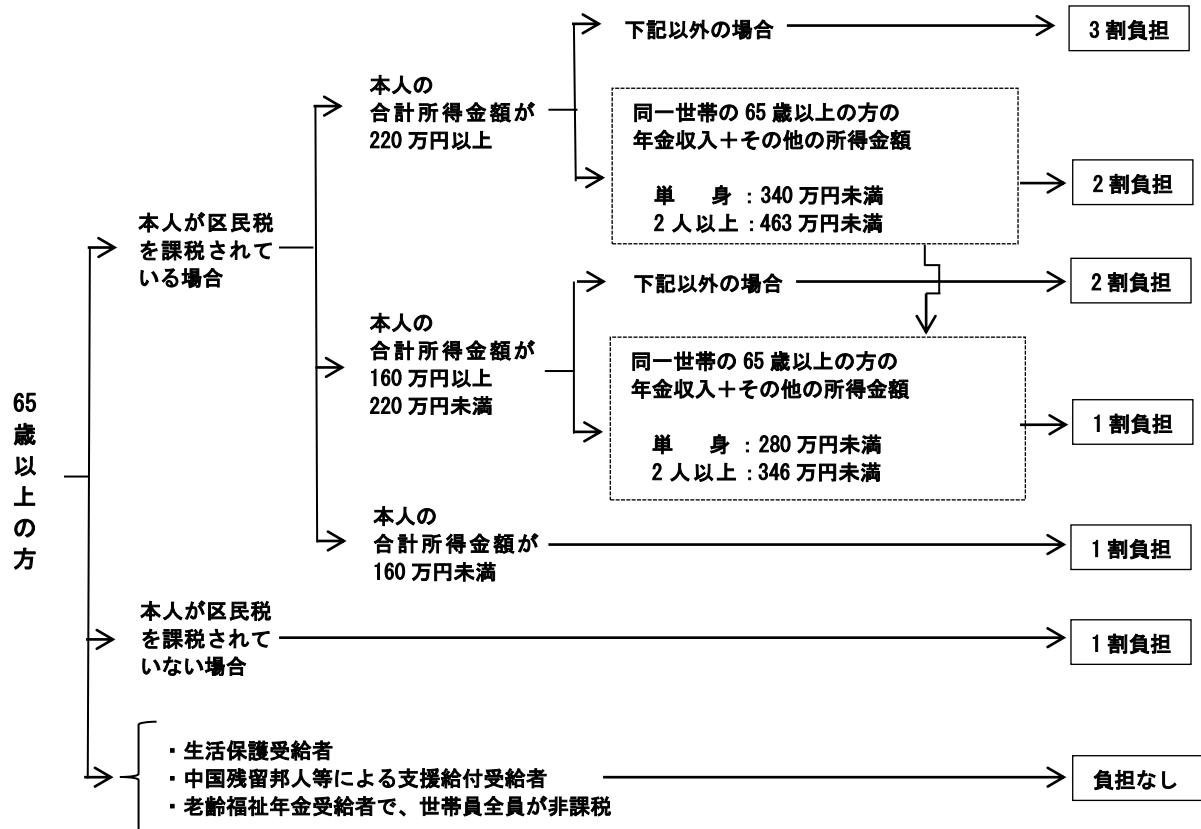
※生活保護受給者等は、自己負担はありません。

限度額を超えた部分、助成対象とならない工事は、全額自己負担となります。

3 申請時の注意

- (1) 工事前にお申し込みください。(既に工事に着手された場合は申請できません)
- (2) 助成決定後の工事着工になりますので、着工日に余裕をもってお申し込みください。
- (3) 住宅を新築する場合は、住宅改修費の助成対象になりません。
- (4) 賃貸住宅や公営住宅などの場合は、貸主・持ち主の承諾が必要です。

4 利用者負担割合判定表



※自己負担割合をお知りになりたい場合は、申請者または同一世帯のご家族様から、墨田区高齢者福祉課相談係までお問い合わせください。

5 相談・手続きについて

事前相談

工事前に、ケアマネジャー、高齢者支援総合センターへご相談ください。

書類提出

(1) 墨田区高齢者自立支援住宅改修助成申請書 (2) 家屋所有者承諾書(必要な方のみ) (3) 住宅模様替え届(兼・受理証明書)(必要な方のみ) (4) 住宅改修理由書 (5) 業者が作成する工事見積書 (6) 業者が作成する工事計画書(現況図面・完成予定図面)又は写真
を墨田区高齢者福祉課相談係へ提出してください。

工事前現地確認

高齢者支援総合センター職員がご自宅へ訪問し、改修予定箇所の確認をします。

助成の可否決定

墨田区高齢者福祉課が助成の可否を決定し、高齢者支援総合センター職員または工事業者に電話連絡いたします。

* 助成見込額・自己負担見込額をお知りになりたい場合は、申請者または同一世帯のご家族様から、墨田区高齢者福祉課相談係までお問い合わせください。

工事着手

申請者は工事費用全額を業者に支払い、領収書を受領してください

工事完了

* 工事費用のうち、自己負担分のみを支払い、残りは区役所が業者に振り込むこともできます。(受領委任払い)

工事後現地確認

書類提出

高齢者支援総合センター職員がご自宅へ訪問し、改修箇所の確認をします。

(1) 住宅改修費請求書(委任状) (2) 支払金口座振替依頼書(必要な場合のみ)

(3) 領収書の写し (4) 内訳書(必要な場合のみ)

を墨田区高齢者福祉課相談係へ提出してください。

* 工事に要する費用が見積書と異なる場合は、内訳書も提出してください。

助成額の決定

助成額決定通知書を、申請者宛に送付します。

助成金は指定の口座へ振り込みます。

6 相談窓口

(1) 担当ケアマネジャー

(2) 高齢者支援総合センター

高齢者支援総合センター名	所在地	電話	担当地域
八広はなみずき 高齢者支援総合センター	八広 5-18-2	3610-6541	八広 東墨田
ぶんか 高齢者支援総合センター	文花 1-29-5 都営文花一丁目 アパート 5 号棟 1 階	3617-6511	立花 文花
こうめ 高齢者支援総合センター	向島 3-36-7 すみだ福祉保健センター内	3625-6541	向島 押上
なりひら 高齢者支援総合センター	業平 5-6-2 なりひらホーム内	5819-0541	錦糸 太平 横川 業平
うめわか 高齢者支援総合センター	墨田 1-4-4 シルバープラザ梅若内	5630-6541	墨田 堤通 東向島 4 丁目
同愛 高齢者支援総合センター	亀沢 2-23-7 塚越ビル 1 階	3624-6541	横網 亀沢 石原 本所 東駒形 吾妻橋
むこうじま 高齢者支援総合センター	東向島 2-36-11 ベレール向島内	3618-6541	京島 東向島(4 丁目 を除く)
みどり 高齢者支援総合センター	緑 1-11-2 両国 M-1 Garden 2 階	5625-6541	両国 千歳 緑 立川 菊川 江東橋

(3) 墨田区高齢者福祉課相談係

住所 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 5608-6171

* 木造住宅耐震改修促進助成は防災まちづくり課(5608-6269)へお問い合わせください。

* 工事内容によっては、所得税や固定資産税の軽減を受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署又は都税事務所までお問い合わせください。

7 工事前に提出する書類

☐ 墨田区高齢者自立支援住宅改修助成申請書

* 裏面に、同じ世帯の方にご署名いただく同意書があります。

☐ 家屋所有者承諾書（必要な方のみ）

* 住居の所有形態が「自己所有」、「借家（公営）」以外の方は提出してください。

☐ 住宅模様替え届（兼・受理証明書）（必要な方のみ）

* 公営住宅にお住まいの方は、住宅の管理者に届け出を行い、写しを提出してください。

☐ 住宅改修理由書

☐ 業者が作成する工事見積書

☐ 業者が作成する工事計画書（現況図面・完成予定図面）又は写真

記入上の注意

* 申請者の印鑑は、工事前・工事後すべての書類を通して、同一の印鑑を使用してください。（認印で結構です。）

* 記入は、ボールペンまたは万年筆を使用してください。

* 誤字の訂正は、二重線で消した上に訂正印を押し、余白に正しい字を書き直してください。修正液は使用しないでください。

墨田区高齢者自立支援住宅改修助成 請求書類（償還払い用）

工事後に提出する書類

- ☐ 住宅改修費請求書
- ☐ 支払金口座振替依頼書
- ☐ 領収書の写し
* 工事費用全額を業者に支払い、提出してください。
- ☐ 内訳書（必要な場合のみ）
* 工事に要した費用が、見積書と異なる場合は提出してください。

記入上の注意

- * 記入見本を参考に、必要箇所を記入してください。
- * 委任状の印鑑は、工事前に提出する書類と、同一の印鑑を使用してください。（認印で結構です。）
- * 記入は、ボールペンまたは万年筆を使用してください。
- * 誤字の訂正は、二重線で消した上に訂正印を押し、余白に正しい字を書き直してください。
修正液は使用しないでください。

墨田区高齢者自立支援住宅改修助成 請求書類（受領委任払い用）

工事後に提出する書類

- ☐ 住宅改修費請求書
- ☐ 委任状（住宅改修費請求書の下部）
- ☐ 支払金口座振替依頼書（必要な場合のみ）
- ☐ 領収書の写し
 - * 工事費用のうち、自己負担分を業者に支払い、提出してください。
 - * 自己負担割合がご不明の場合は、申請者または同一世帯のご家族様から墨田区高齢者福祉課相談係までお問い合わせください。
- ☐ 内訳書（必要な場合のみ）
 - * 工事に要した費用が、見積書と異なる場合は提出してください。

記入上の注意

- * 記入見本を参考に、必要箇所を記入してください。
- * 委任状の印鑑は、工事前に提出する書類と、同一の印鑑を使用してください。（認印で結構です。）
- * 記入は、ボールペンまたは万年筆を使用してください。
- * 誤字の訂正は、二重線で消した上に訂正印を押し、余白に正しい字を書き直してください。
修正液は使用しないでください。